

福岡市一般廃棄物処理計画（令和８年度実施計画）

第１ ごみ処理の方針

１ 基本方針

「循環のまち・ふくおか推進プラン」におけるテーマ「みんなでつくろう！活力ある未来へつなぐ『循環のまち・ふくおか』」の実現に向けて、次の４つの基本方針を掲げる。

(1) 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、第３次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））行動を実践しやすい環境を整備する。

(2) イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取組みによって、地域の活力を最大限に高める。

(3) 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

持続可能な社会の実現に向けて、３Ｒを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進する。

(4) 適正処理の更なる推進

平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチックごみ対策を推進する。

２ 施策の方向性

各方針の実現に向け、施策の方向性を掲げる。

(1) 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

ア 環境配慮型商品の更なる普及・促進

バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックといった代替素材の普及やグリーン購入を促進する。

イ 交流人口をターゲットとした３Ｒの推進

駅、空港、宿泊施設、飲食店といった施設の特性に応じた３Ｒ施策を推進する。

ウ 単身者・高齢世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進

単身者や高齢世帯に対応した資源物回収や外国人居住者向けの多言語での広報など多様なライフスタイルに対応した資源循環施策を推進する。

(2) イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

ア 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援

環境配慮型商品の普及を目的に設計段階からの開発支援を進める。

イ AI・ICTを活用したシェアリング等の２Ｒビジネスの促進

AI・ICTを活用した２Ｒビジネスの普及促進や事業活動における循環経済モデルの導入を進める。

- ウ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立
地域コミュニティや事業者、NPOなどの多様な主体による資源循環を推進する。
- (3) 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換
 - ア 持続可能な消費行動への転換
環境に配慮した消費行動の周知啓発やマイバッグ・マイボトルの利用などを促進する。
 - イ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減
食品ロスを削減するため、家庭や事業活動における取組みを推進する。
 - ウ 事業系古紙の資源化推進
古紙分別区分の徹底や紙おむつの資源化に向けた課題の整理を行う。
 - エ ESG投資の普及・促進
地域金融機関との連携により、ESG投資の普及・促進に取り組む。
- (4) 適正処理の更なる推進
 - ア 適正処理に向けた基盤整備の推進
一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、廃棄物処理事業における業務継続計画の継続的な見直しや感染性廃棄物への対応を行う。
 - イ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築
災害廃棄物処理体制の検討や大規模災害に対応できる施設整備、広域支援体制の構築を行う。
 - ウ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進
脱炭素社会実現のため、収集運搬及び処分の各工程における温室効果ガス排出量の削減を推進する。
 - エ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進
自然環境や生活環境を保全するため、海洋プラスチックごみ対策や不法投棄対策を推進する。

第2 ごみ処理計画

基本方針及び各施策の方向性に基づき施策を実施する。

また、古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物を重点3品目として位置付け、重点的な減量施策を実施するとともに、各基本方針に共通する施策として、分野横断的施策を実施する。

1 基本方針別の主な施策 ㊦：古紙、㊧：プラスチックごみ、㊨：食品廃棄物

(1) 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

<環境配慮型商品の更なる普及・促進>

- ・ 市役所におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、認証ラベル・マークのついた商品の購入によるエシカル消費の推進など、市民・事業者への普及啓発を図る。

㊧ 可燃ごみ用指定袋の一部にバイオマスプラスチックを導入する。

<交流人口をターゲットとした3Rの推進>

- ・ 特定事業用建築物の所有者等への個別訪問を行い、令和5年度に運用を開始した一般廃棄物の減量計画書システムを活用して、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向け啓発・指導を行う。

㊨ 「福岡エコ運動協力店」の特設ホームページを活用して、食品ロス削減に積極的に取り組んでいる協力店の更なる周知・拡大を図る。

- ⑦ 海洋プラスチックごみ対策のさらなる推進のため、ラブアース・クリーンアップ清掃活動のほか、無関心層も楽しみながら環境問題に取り組めるワークショップや清掃イベントを開催する。

<単身者・高齢者世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進>

- ㊦ 古紙の出しやすい環境づくりのため、地域や回収事業者と連携した新たな古紙回収方式のモデル事業を実施し検証を行う。

(2) イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

<多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立>

- ⑦ 令和9年2月のプラスチック分別の開始に向け、収集運搬やリサイクル体制の構築に取り組むとともに、様々な媒体を活用した効果的な広報啓発を実施する。
- ㊦ 家庭への生ごみ堆肥化容器の購入補助のほか、飼料化、堆肥化、メタン化に取り組む排出事業者に対する支援を行う。また、小学校において食品ロスの削減や堆肥化等に取り組み、子どもたちが食の資源循環を学び実践する機会を創出する。

(3) 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

<持続可能な消費行動への転換>

- ・ あらゆる場面で市民が自主的・自発的に2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））に重点をおいた3Rの取組みを実践できるよう啓発を図るとともに、不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を進める。
- ⑦ 公共施設へ給水スポットを増設していくほか、市内飲食店などにおいてマイボトルを利用して気軽に給水できるマイボトル協力店制度を活用し、マイボトル利用を推進する。
- ・ 市の率先行動として、市庁舎における古紙回収、大型シュレッダーを利用した機密書類の再資源化、空きびん・ペットボトル、乾電池、小型充電式電池及び蛍光管の回収を行うとともに、全ての所属を対象とした研修等による啓発や排出物調査及び指導を実施する。

<手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減>

- ㊦ 「フードドライブ」の実施情報を集約し、福岡市ホームページで発信していくとともに、「フードドライブ」の認知度向上のため、小売店やスポーツ団体と共同で広報・啓発を行うキャンペーンを実施する。また、フードバンク活動への食品提供量増加に向け、フードバンク団体等と連携した広報啓発に取り組む。

<事業系古紙の資源化推進>

- ㊦ 事業系古紙の分別区分の徹底を図るため、令和5年度に運用を開始した一般廃棄物の減量計画書システムを活用し、引き続き個別訪問による適正排出の周知・啓発を行い、資源化を推進していく。

(4) 適正処理の更なる推進

<適正処理に向けた基盤整備の推進>

- ・ ごみの自己搬入については、受付時に適正処理及び古紙や木くず類の再資源化の指導を行うほか、搬入物検査の実施により分別や不適物除去の指導を徹底し、工場への適正搬入とごみの減量を図る。
- ・ 自己搬入を行う排出事業者については、排出事業者自らが搬入量を把握できる事前登録制度を活用し、事業者によるごみ減量を啓発する。

＜海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進＞

- ⑦ 海洋プラスチックごみ対策は流域単位で連携した取組みが有効であることから、引き続き福岡都市圏規模での一斉清掃事業を通して啓発を実施する。
- ・ 不法投棄対策の推進について、警察などと連携したパトロールや監視カメラの設置を行うとともに、地域住民による不法投棄防止活動を支援するなど、不法投棄の未然防止に取り組む。
- ・ 家庭系不燃ごみからアルミ缶等の資源物を持ち去る行為を防止するため、夜間パトロールなど、資源物持ち去り防止対策に取り組む。

2 分野横断的施策

(1) ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施

ア 環境教育・学習の推進

市内の小学校4年生・5年生対象の社会科副読本「ごみとわたしたち」及び「わたしたちのまちの環境」の配布、分別やごみ減量・リサイクルの啓発などを行う環境学習支援、学校や地域における出前講座の実施、若年層に対する環境啓発及び環境保全活動の支援や世代を超えた団体の交流の場の設定など、あらゆる世代を対象とした環境教育・学習の充実を図る。

イ 3Rステーションにおける情報の提供等

市内2か所の3Rステーションで、市民に対し、ごみ減量・リサイクル活動の場の提供、各種講座やイベントの開催等を行うとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施する。

ウ 環境フェスティバルふくおか

市民団体・事業者・学校等との共働により、環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした、楽しみながら学べる参加体験型のイベントを実施する。

エ 福岡市環境活動連絡協議会

市民の自主的、自発的なごみ減量・リサイクル活動及び環境美化活動等を推進し、活性化を図る。

オ 福岡市環境行動賞

ごみ減量・リサイクルや、地球温暖化防止などに積極的に取り組むなど、本市の環境保全に顕著な功績のあった個人や市民団体等を募集する。

カ 学習の場や情報の提供機能の充実

環境活動に取り組む人材への支援や出前講座などによる市民・事業者への情報提供の充実を図る。

(2) 経済的手法の活用

ア 環境市民ファンドによる支援

家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」を活用し、市民の環境保全に関する実践活動を支援するとともに、地域に根ざした環境保全活動を展開する。

(ア) 未来へつなげる環境活動支援事業

市民団体やNPO法人等が主体的に行う環境保全活動やイベントに対して、財政支援及び広報支援を行う。

(イ) 地域集団回収等報奨制度

集団回収等実施団体に対し、回収量等に応じた報奨金を交付し、より一層の回収を図るとともに、未実施地域での実施を推進する。

(ウ) その他

拠点での資源物回収事業や使用済小型電子機器回収事業などを行う。

イ 事業系ごみ資源化推進ファンドによる支援

事業系ごみ処理手数料制度の見直しに伴い設立した「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、事業者の排出者責任を踏まえつつ、その資源化に向けた取組みを支援する。

ウ 家庭ごみの有料制

ごみの排出者としての責任を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した家庭ごみの有料制を継続する。

エ 事業系ごみの処理手数料制度

排出事業者責任の明確化、負担の公平性の確保、ごみ減量・リサイクルへの誘導を図るため、事業系ごみ処理手数料の重量制を継続する。

3 収集・運搬

(1) 分別収集・資源物回収

ア 収集・運搬計画

収集・運搬計画は、次表のとおり。

種類		処理主体	収集回数	収集の方法	見込量 (別図第1参照)
家庭ごみ	可燃ごみ	市(委託)	週2回 (定期収集)	原則として戸別収集 (一部ステーション回収)	242,250トン
	不燃ごみ		月1回 (定期収集)		13,209トン
	粗大ごみ		申込みの都度		7,099トン
	空きびん・ ペットボトル		月1回 (定期収集)		12,461トン
	プラスチック		週1回 (定期収集)		4,322トン
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者又は 排出者	—	排出者が自ら運搬又は 許可業者による戸別収集	167,345トン
	不燃ごみ				16,608トン
	古紙	許可業者、排出者 又は古紙回収業者			(10,000トン)
公共系ごみ	可燃ごみ	市(委託)	必要に応じて	—	3,195トン
	不燃ごみ				243トン

備考

- 西区玄界島の家庭ごみのプラスチックは可燃ごみとして分別する。西区小呂島の家庭ごみのペットボトル及びプラスチックは可燃ごみに、空きびんは不燃ごみとして分別する。
- 西区玄界島の家庭系可燃ごみについては週2回の戸別収集とし、9-(1)-アに掲げる施設に運搬するものとする。不燃ごみ、空きびん・ペットボトル、粗大ごみについては、月1回の戸別収集、特定家庭用機器廃棄物については排出者自らにより、島内のごみ置き場に搬入し、概ね年4回、9-(1)-ア、9-(1)-ウ、9-(1)-オに掲げる施設又は指定引取場所に運搬するものとする。

- 3 西区小呂島の家庭系可燃ごみのうち、食品廃棄物については、排出者が自ら島内の生ごみ処理機に運搬し、その他の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物については、排出者が自ら島内のごみ保管庫に持ち込み、可燃ごみは概ね年6回、不燃ごみ・粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物は概ね年3回、9-(1)-ア、9-(1)-ウに掲げる施設又は指定引取場所に運搬する。
- 4 早良区板屋地区の家庭系可燃ごみについては、週1回の収集とする。
- 5 家庭ごみの空きびん・ペットボトルの見込量には、拠点での資源物回収事業による回収量を含む。
- 6 「許可業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。
- 7 「古紙回収業者」とは、法第7条第1項但し書きに定める専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（以下「専ら物」という。）として古紙のみの収集又は運搬を業として行う者をいう。
- 8 事業系ごみの古紙の見込量については、9-(1)-カ-ウに掲げる古紙再資源化施設への一昨年度の搬入実績に基づく。
- 9 事業系ごみの収集については、災害等により特に必要と認める場合は家庭ごみに準じて市が行う。

イ 資源物回収・拠点回収

地域集団回収や地域の回収拠点、区役所などの公共施設の資源物回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店において資源物を回収する。また、リチウムイオン電池などの小型充電式電池や使用済小型電子機器の回収により、ごみ処理施設等の火災防止及びレアメタルなどの資源循環を推進する。

品目	主な回収拠点
古紙（新聞・段ボール・雑がみ）	公共施設、地域集団回収や地域の回収拠点
紙パック	公共施設、地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなど
空き缶（飲料用の空き缶）	公共施設、スーパーマーケットなど
空きびん、ペットボトル	
蛍光管	公共施設、家電量販店やホームセンターなど
乾電池	
小型充電式電池	公共施設、公民館、家電量販店など
使用済小型電子機器	公共施設、公民館、スーパーマーケットなど
加熱式たばこ、電子たばこ	公共施設、家電量販店やホームセンターなど
古着、古布	地域集団回収や地域の回収拠点、まもる一む福岡、中央体育館、博多・南市民センター、城南区役所など
水銀体温計・温度計・血圧計	公共施設、福岡市薬剤師会会員の薬局・薬店など
使用済み食用油	公共施設、スーパーマーケット、地域の回収拠点など
生ごみ堆肥化物	公共施設など
食品トレイ（白色）	公共施設、スーパーマーケットなど
プラスチック製品	公共施設
プチプチ®（気泡緩衝材）	公共施設

ウ リユース品の回収

まだ使用できる不用品については、下記の施設で引取り・提供を行うほか、粗大ごみ等のリユースにつながる取組みを行う民間事業者の登録・紹介制度により、リユースを推進する。

品目	回収場所
古着、古布	臨海 3 R ステーション 西部 3 R ステーション
書籍	
雑貨	
家具	臨海 3 R ステーション

(2) 家庭ごみの排出に当たっての市民の責務等

- ア 商品を購入するときは、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、故障時の修理等によりなるべく長期間使用することに努め、その排出抑制を図ること。
- イ まだ使用できる不用品については、3 R ステーションのリユース品回収を利用するほか、リユースショップ等を利用し、その排出抑制を図ること。
- ウ 排出に当たっては、地域集団回収、地域の資源物回収拠点、スーパーマーケット等における店頭回収の活用などにより、ごみの減量・リサイクルに努めること。
- エ 市が定期収集するごみを排出するときは、市長が定めるごみ袋を用い、飛散、流出しないようにするとともに、交通の妨げにならないように注意し、後述(3)の排出場所へ排出すること（西区小呂島を除く。）。また、原則として、決められた日の日没から午前0時まで持ち出すものとする（西区玄界島及び小呂島を除く。）。
- オ 収集区分に応じて適切に分別し、排出すること。特に、空きびん・ペットボトルが可燃ごみ又は不燃ごみ、プラスチックに混入しないようにすること（西区小呂島を除く。）。
- カ 粗大ごみを排出するときは、事前に申込みを行い、必要な券面額の粗大ごみ処理券を貼付し、後述(3)の排出場所へ排出すること（西区玄界島及び小呂島を除く。）。なお、手数料をオンラインで納付する場合は、必要事項を記入した紙を貼付すること。また、決められた日の午前8時30分までに持ち出すこととする。
- キ 粗大ごみの申し込みは1回につき10個まで、持ち出しサービスは5個までとする。
- ク 定期収集で排出できるごみは、原則として1回につき大サイズ(45L)のごみ袋で10袋までとする。
- ケ 臨時に発生する多量のごみ（定期収集日での排出ができないもの）は、市の処理施設へ自ら運搬するか、許可業者に処理を依頼すること。
- コ 市長が指定した適正処理困難物（平成9年福岡市告示第236号）を排出するときは、販売店に引取りを依頼する等により、適正に処理すること。
- サ 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定める廃棄物をいう。以下同じ。）を排出するときは、同法の定めるところにより、小売業者等に引き渡すこと。
- シ 家庭用電子機器（特定家庭用機器に該当するものを除く。）を排出するときは、使用済小型電子機器の回収ボックスや販売店等による回収サービスを利用することにより、ごみの減量・リサイクルに努めること。

ス リチウムイオン電池などの小型充電式電池及びこれらを内蔵する家庭用電子機器は、収集時やごみ処理施設での火災の原因となるため、定期収集では排出せず、回収ボックスに持ち込むこと。

セ 廃パーソナルコンピュータ（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項上欄に定めるパーソナルコンピュータが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）を排出するときは、製造業者等に引き渡すこと。

ソ 液体物は収集時に路上に飛散する恐れがあるため、液体のままごみ袋で排出しないようにすること。

(3) 家庭ごみの排出場所

ア 可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトル、プラスチック

(ア) 「家庭ごみ収集経路図」で明示された道路等（以下「収集経路」という。）に排出すること。

(イ) 住戸の数が3未満の住宅の場合は、敷地に面した収集経路に排出し、住戸の数が3以上の共同住宅の場合は、収集経路に面した敷地内に設けられた一般廃棄物の保管場所（以下「ごみ置き場」という。）に排出すること。

(ウ) ごみ置き場が設置されていない共同住宅の場合は、敷地に面した収集経路に排出すること。

(エ) 敷地が収集経路に面していない場合は、最寄りの収集経路に排出すること。なお、排出場所は地域で定められている場合があるので、自治会・町内会等に確認すること。

※「家庭ごみ収集経路図」は、各区生活環境課、西区西部出張所、環境局収集管理課で確認することができる。

イ 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターが指示した場所に排出すること。

(4) 事業系ごみの排出に当たっての事業者の責務等

ア 原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の発生抑制に努めること。

イ 排出に当たっては、可燃ごみ、不燃ごみ及び古紙の3分別とし、再生利用可能な古紙等は分別のうえ、再資源化を図るなど、ごみの減量・リサイクルに努めること。

ウ 木くず類は他のごみと分別のうえ、民間事業者施設に運搬し、リサイクルに努めること。

エ 食品廃棄物は他のごみと分別のうえ、民間事業者施設に運搬し、リサイクルに努めること。

オ ごみの処理を他人に委託する場合は、許可業者に委託すること。

カ ごみの排出時に袋を使用する場合には、中身の見えない黒袋などは使用せず、中身の見える袋によること。

キ 有害性のもの、危険性のあるもの等、市が行うごみ処理に支障を来すおそれのあるものを排出しないこと。

ク 特定家庭用機器廃棄物を排出するときは、特定家庭用機器再商品化法の定めるところにより、小売業者等に引き渡すこと。

ケ 廃パーソナルコンピュータを排出するときは、製造業者等に引き渡すよう努めること。

4 中間処理

(1) 市による中間処理

ア 可燃ごみ

可燃ごみは、9-(1)-アに掲げる施設で焼却処理する。

焼却残さは、9-(2)に掲げる最終処分場で埋立処分する。

なお、玄界島焼却場を除く焼却処理施設においては、ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、施設内消費分を除いて、公共施設等に供給するとともに、電力会社に売電する。

また、各工場のごみ焼却に伴う蒸気については、工場内で冷暖房などに利用するとともに、隣接する公共施設などに供給する。

イ 不燃ごみ及び粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみ（可燃性のものを除く。）は、9-(1)-ウに掲げる施設で破砕選別処理する。選別後の可燃物は東部工場又は西部工場で焼却処理し、不燃物は東部埋立場又は西部埋立場で埋立処分し、鉄・アルミは回収して売却し、再資源化を図る。

粗大ごみのうち、再使用可能なものについては、臨海3Rステーションにて市民に提供する。

また、破砕選別処理施設に搬入された粗大ごみの一部を分別・回収し、レアメタル等の再資源化を図るほか、破砕選別処理施設及び最終処分場に搬入されたコード類等を前処理工程において分別・回収し、銅などの資源物を再資源化する。

自転車については、破砕選別処理は行わず、別途保管の上売却し、再資源化する。

ウ 空きびん・ペットボトル

空きびん・ペットボトルは、9-(1)-エに掲げる施設で選別等処理を行い、空きびんについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が委託する再商品化事業者を引き渡し、ペットボトルについては、ボトル to ボトルリサイクルを実施する事業者を引き渡し、再資源化する。

エ プラスチック

プラスチックは、9-(1)-オに掲げる施設で圧縮梱包を行い、9-(1)-カに掲げる施設に運搬し、再資源化する。

オ 食品廃棄物

小呂島における食品廃棄物は9-(1)-イに掲げる施設において処理を行う。（民間事業者施設において再資源化するものは除く。）

(2) 民間施設を活用した再生処理

ア 木くず及びせん定枝

木くず及びせん定枝は、9-(1)-ク-(7)に掲げる施設において、再資源化する。

イ 食品廃棄物

食品廃棄物は、9-(1)-ク-(4)に掲げる施設において、再資源化を推進する。

ウ 古紙

古紙は、9-(1)-ク-(9)に掲げる施設又は古紙の処分を業として行う者により再資源化する。

5 最終処分

排出者又は許可業者が運搬する事業系の不燃ごみ、破碎選別処理施設等における選別後の不燃物及び焼却処理施設における焼却残さは、9-(2)に掲げる施設で全量を埋立処分する。ただし、福岡都市圏南部最終処分場については、福岡都市圏南部工場における焼却残さのみを埋立処分する。

埋立は、セル方式によるものとし、搬入ごみ等は、埋立機材を使用して破碎・敷均し・転圧を行い、十分締め固めた後、即日覆土する。

浸出水は浸出水処理施設で処理したうえで、東部埋立場・福岡都市圏南部最終処分場は公共下水道に、西部埋立場は河川に放流する。

6 市外への搬出

使用済小型電子機器、食品廃棄物等の再資源化を推進するため、市外の処理施設において再資源化する場合は、各種法令に基づき、関係する市町村と連絡・調整のうえ、実施する。

7 市外からの受入

久山町の可燃ごみ及び不燃ごみ並びに那珂川市の不燃ごみを受け入れる。なお、木くず類については、9-(1)ーク(7)に掲げる一部の施設への搬入を促し、再資源化を図る。

8 ごみ処理見込量

522,139トン（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物及び他市町から受託して処理するごみを含む。別図第1参照。）

9 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ処理施設

ア 焼却処理施設

施設名	所在地	型式	施設規模	発電能力
西部工場	福岡市西区大字拾六町1191番地	連続運転式ストーカ炉	750トン/日	10,000kW
臨海工場	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号	連続運転式ストーカ炉	900トン/日	25,000kW
玄界島焼却場	福岡市西区大字玄界島タテバサキ310-2	間欠運転ストーカ式焼却炉	1トン/8h	—
東部工場 ((株)福岡クリーンエナジー 建設・運営)	福岡市東区蒲田五丁目11番2号	連続運転式ストーカ炉	900トン/日	29,200kW
福岡都市圏南部工場 (福岡都市圏南部環境 事業組合 建設・運営)	春日市大字下白水104番地の5	連続運転式ストーカ炉	510トン/日	16,700kW

※福岡都市圏南部環境事業組合は、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市で構成する一部事務組合である。

イ 生ごみ処理施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
小呂島生ごみ処理場	福岡市西区大字小呂島字神の下63番1号	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	30kg/日
	福岡市西区大字小呂島306-2番地	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	20kg/日

ウ 破砕選別処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力
東部資源化センター	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	回転式破砕機	175トン/5h

エ 空きびん・ペットボトル選別等処理施設

施設名	所在地	処理能力
株式会社環境開発 空きびん・ペットボトル選別等処理施設	福岡市西区大字太郎丸801番地の1	114トン/日

オ プラスチック圧縮梱包施設

施設名	所在地	処理能力
株式会社西原商事 プラスチック圧縮梱包施設	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番1	192トン/日
株式会社環境開発 プラスチック圧縮梱包施設	福岡市西区大字太郎丸801番地の1	144トン/日

カ プラスチック再資源化施設

施設名	所在地	処理能力
株式会社ビートルエンジニアリング プラスチック再商品化施設	北九州市若松区向洋町10番5号	144トン/日

キ 中継保管施設

施設名	所在地	保管容量	面積
空きびん・ペットボトル 中継保管施設	福岡市東区蒲田五丁目14番2号	341立方メートル	—
ストックヤード 廃家電、廃蛍光管及び 廃白色トレイ保管施設	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	—	540平方メートル

ク 民間事業者施設（一般廃棄物処分業許可業者）

(ア) せん定枝等再資源化施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
木材開発株式会社 木くず破砕施設	福岡市東区東浜二丁目85-25	破砕	39.0トン/日
中山リサイクル産業株式会社 木くず破砕施設	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13-1	破砕	40.41トン/日
有限会社南部グリーンサービス せん定樹木破砕施設	福岡市南区桧原五丁目17番30号	破砕	4.56トン/日
株式会社梶原組 刈草、せん定樹木等堆肥化施設	福岡市城南区南片江六丁目21番8号	破砕・堆肥化	4.48トン/日
早良西造園協同組合 せん定樹木破砕施設	福岡市西区大字羽根戸786番地の1	破砕	4.56トン/日

(イ) 食品廃棄物再資源化施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
株式会社環境エイジェンシー 食品廃棄物飼料化施設	福岡市西区大字太郎丸664番地1 福岡市西区大字太郎丸字上割795番地1、795番地2	攪拌・乾燥	28トン/日
福岡バイオフィードリサイクル株式会社 食品廃棄物メタン化施設	福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号 福岡市西区大字太郎丸字上割782-1、783、784-1、785-1、786-1、789-1、790-1、791-1	湿式メタン発酵・破砕・脱水	58トン/日

(ウ) 古紙再資源化施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡市一般廃棄物リサイクルセンター株式会社 紙類等圧縮梱包施設	福岡市博多区西月隈四丁目1番7号	圧縮・梱包	124.8トン/日

(2) 最終処分場(埋立場)

埋立場名	所在地	埋立面積	埋立容量	残余容量
東部(伏谷)埋立場	糟屋郡久山町大字山田1431番地の1	約22.5万平方メートル	約503万立方メートル	約178万立方メートル
西部(中田)埋立場	福岡市西区今津4439番地	約18万平方メートル	約235万立方メートル	約140万立方メートル
福岡都市圏南部最終処分場(福岡都市圏南部環境事業組合 建設・運営)	大野城市大字中906-12番地	約2.5万平方メートル	約52万立方メートル	約42万立方メートル

※残余容量は、令和7年3月末現在

(3) 啓発施設

施設名	所在地	施設概要
西部リサイクルプラザ(西部3Rステーション)	福岡市西区今宿青木1043番地の2	ごみ減量・リサイクル活動の場の提供、情報提供、各種講座やイベントの開催等を行うとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施する。
臨海リサイクルプラザ(臨海3Rステーション)	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号	

第3 生活排水処理計画

1 し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽等汚泥の処理

くみ取りを要するし尿については、市が収集・運搬及び処分を行い、浄化槽等汚泥（浄化槽汚泥、建築物地下排水槽（ビルピット）汚泥（し尿を含むものに限る。）及びディスポーザ排水処理システムからの排水汚泥をいう。以下同じ。）については、許可業者が収集・運搬し、市が処分する。

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬計画は、次表のとおりである。

種類	収集区域	収集回数	収集の方法
し尿	市の区域	原則として月1回	市民の申込みにより市が戸別収集する。
浄化槽等汚泥	市の区域	随時	浄化槽等清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。

※ 収集したし尿又は浄化槽等汚泥は、6に掲げるし尿処理施設に運搬するものとする。

(2) 中間処理及び最終処分計画

中部汚泥再生処理センターに運搬されたし尿及び浄化槽等汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後希釈し、公共下水道へ放流する。脱水汚泥は、臨海工場又は東部工場、西部工場で焼却処理し熱エネルギーを回収する。

2 し尿（くみ取りを要するものを除く。）及び生活雑排水の処理

下水道処理（集落排水設備処理等を含む。）を基本とし、引き続き下水道の整備を推進するとともに、排出者による処理に対しては、生活雑排水からの汚濁物質の除去、浄化槽等の適正な維持管理等を指導し、適正な処理を図る。

令和8年度し尿処理計画水洗処理区域人口（人口普及率）1,669,700人（99.7%）

※行政人口 1,673,900人

3 生活排水の処理に関する市民及び事業者の義務等

- (1) し尿のくみ取りについては、申込み（世帯人員の変更を含む。）又は解約を必ず行うこと。
- (2) 多量の水を必要とする便器を設置しないようにすること。
- (3) 浄化槽等管理者は、関係法令を遵守し、浄化槽等の保守点検及び清掃を実施すること。
- (4) 生活雑排水の排出に当たっては、調理くず及び油を除去する等により、その水質の汚濁を防止するように努めること。

4 市外からの受入

久山町のし尿及び浄化槽等汚泥を受け入れる。

5 計画処理量

15,610リットル（久山町分を含む。別図第2参照）

6 し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	資源化方式	計画日量
中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区那の津二丁目11番3号	固液分離処理方式 （下水道放流）	助燃剤	65k1/日